

## 桜島・錦江湾ジオパークロゴマーク等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、桜島・錦江湾ジオパークロゴマーク及びキャラクター（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等のデザイン等)

第2条 ロゴマーク等のデザイン等については、桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が定めたVIマニュアルのとおりとする。

2 ロゴマーク等に関する著作権及び使用の承認に係る権利は、協議会に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ協議会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 鹿児島市の機関（指定管理者を含む。）が公用の目的で使用する場合
- (2) 鹿児島市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 協議会に属する団体又は個人が桜島・錦江湾ジオパークの普及の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (5) その他使用承認の手続きを必要としないと会長が認めた場合

2 前項の承認を受けようとする者は、ロゴマーク等使用申請書（様式第1）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) ロゴマーク等の使用状況が分かる完成見本等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の承認)

第4条 会長は、前条第2項で規定するロゴマーク等使用申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該使用が桜島・錦江湾ジオパークのPRやジオパーク活動の推進に寄与すると認めるときは、使用を承認する。この場合において、会長は必要があると認める場合には、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 承認期間は、使用を承認した日から起算して2年以内とする。ただし、承認期間満了後において、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて第3条に規定する申請を行わなければならない。

3 会長は、使用承認を行ったときは、ロゴマーク等使用（変更）承認通知書（様式第2）を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第5条 会長は、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、ロゴマーク等使用不承認通知書（様式第3）を申請者へ送付する。

- (1) 世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び桜島・錦江湾ジオパークの趣旨に反し、または反するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (3) 桜島・錦江湾ジオパークの信用又は品位を害すると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマーク等の変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他会長が別に定める要件に該当しない場合

（使用料）

第6条 ロゴマーク等の使用料は、当分の間、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。
- (3) 使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（承認内容の変更等）

第8条 使用者が使用承認の内容について、追加又は変更しようとする場合は、あらかじめロゴマーク等使用内容変更申請書（様式第4）を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書（様式第2）を申請者へ送付する。

（承認の取消し等）

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5）を送付するとともに、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者が第4条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合

- (2) ロゴマーク等使用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他会長がロゴマーク等の使用継続が不相当であると認めた場合

2 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用状況等の報告又は調査)

第10条 会長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与するものではなく、また、商品、使用者等について協議会が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第12条 協議会は、この要領による使用承認の申請に要する費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 協議会は、ロゴマーク等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際し故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(事務)

第14条 この要領に関する事務は、協議会の事務局である経済局観光交流部ジオパーク推進室が行う。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。